

金トシテ共済部ヨリ金五百円ヲ借入レ贈呈シタレ共其右同年末石金額ハ展期事務理事御メテ寄
附支出シ共済部ニ返却シタリ又全年十二月二十九日大阪土地売却ニ付キ世語メハブローカー
レージハシテ金五百円世ヲ支出シタリトアリモ結局石ブローカーレージハ支拂ヲ以テ差ナキニ
至リタルヲ以テ昭和八年十一月十三日迄ヨ共済部ニ返済セリ。

第二、一般会計ニ関スル件

(一) 別途積立金ニ関スル件 (失業救済資金)

右積立金中ヨリ金五千六百円廿ヲ本会計ニ貸出シタルハ華夷ナリ共之レモ文字通り、貸出金ニ
シテ失業救済基金ヲ減殺シタリモ、ニマラズ失業救済ノ歳入ニ支出シ以テ差ナキニシタル際ハ歳入
ニ返却シバキモ、ナシヲ以テ差ナキニ差支ナシ

(二) 協会種派印刷費ノ件

右印刷費ガ管シク高価ナルヤニ宣伝シ居レモ之ハ、毎年契約更新多少、増減ヲ行ヒソ、アルモ
、ニシテ一般標準ニ比シテ若干高価ナルコトハアリ得ベキモ大割乃至九割不廉ナルガ如キ事実ハ
総計ニナリ詳細ニ就テ、協会パンフレット第十一頁ヲ御参照相成タリ

第三、特別会計ニ関スル件

(一) 共済部機構ノ資金ニ就テ

右ニ関シ専任事務員ヲ雇傭セルヲ不審ナリト稱スレ共現在雇傭セル専任者ハ共済部、平業遂行
ノクメニ以テアリモ、ニシテ共済部規則第四條ニハ、常務理事ハ、部長其他必要ナル従業員ヲ送任
シ得ル事ヲ明記セ、シ居、但書不違法ナルモ、ニアラズ
又金若干七百円、立寄掃アリト稱シ、何レモ協会事業ノクメニ必要ヲ生ジタル経費ヲ立寄掃
シテ其ノ内詳ハ

- 一、小荷出張所家産新築中、金壹千貳百五拾円也
 - 一、二館出張所ホート新造費、金貳百七拾円也
 - 一、無縁技士聯盟解散費、金貳百五拾円也
- 而シテ右ハ何レモ殆ンド毎月返済償却シソ、アリ無縁技士聯盟、金貳百五拾円也ハ昭和八年二
月一日既ニ全部返済償却済ニシテ彼等、謂フガ如キ個人ニ対スル貸出金等ハ金悉無之モ、ナリ
失業救済部附金ニ関スル件

- 右ハ、附金ノミニ非ズンテ(イ)共使途其他ハ本年二月海員協会刊行「選挙対策聯盟」裏相ヲ明
ラシメシ且違言伝ヲ敷ス」ト稱スルパンフレット(以下室ニパンフレットト稱ス)第十七頁記
載、通りナドモ陳情書中ニハ其ノ(ウ)末項ニ於テ金参百七拾四円、立替ヲ不正流用アリト断
シ「其ノ目的亦知ルベカラズ」ト稱シ居、其之ノ内詳ハ
- 一、大業救済米販売部、保証金貳百七拾四円也
 - 一、満洲ニ就職赴任センノケルニ、無縁技士ニ旅費トシテ立寄金壹百円也
 - 一、生田町燃料宿泊所準備金トシテ金五百円也
 - 一、右三〇ニシテ全部失業者、厥ニ使用シタルモ、ニシテ就中米販売、保証金、如キハ現在聯盟、